

茨城県報

号外第53号

昭和54年3月12日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示

●字区域の変更(2件)(地方課)	1
●道路の区域変更, 供用開始, 供用廃止(8件)(道路維持課)	3

告 示

茨城県告示第347号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき, 下館市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同市長から届出があつた。

この字区域の変更は, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により, 昭和54年3月13日から効力を生ずるものである。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字玉戸字南新田 1657の1の内

上記を大字野殿字新山に変更

大字藤ヶ谷字赤塚 1942の30から1942の32まで

大字玉戸字南新田 1647の内, 1649の内, 1650の内, 乙1651の内, 1651の1の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字西方字赤塚に変更

大字野殿字 新 山 1167の内, 1168, 1168の1の内

大字藤ヶ谷字赤塚 1942の6

大字西方字 赤 塚 1835の2の内, 1835の3の内

大字布川字 房 山 $\frac{1}{2}$ 合併の内, 3の内, 18の内, 20の内, 23の内

大字玉戸字伊房地 1248の68から1248の80まで, 1248の106の内, 1265の1, 1265の2, 1266の1, 1266の2, 1267

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字玉戸字南新田に変更

大字西方字 赤 塚 1835の3の内, 1837の15, 1837の24

大字玉戸字南新田 1432の内, 1433の内, 1434の内, 1437の内

〃 字伊房地 1248の28の内, 1249の29の内, 1248の30の内, 1248の31の内, 1248の32の内, 1248の52の内, 1248の53の内, 1248の54の内, 1248の55の内, 1248の56の内,

1248の57の内, 1248の58の内, 1248の59の内, 1248の60の内, 1248の61の内,
1248の62の内, 1248の63の内, 1248の83の内, 1248の106の内

大字布川字十二天下 206の4

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字布川字房山に変更

大字布川字房山 25の1の内, 26の内, 89の内, 90の1の内, 91の内, 125の内, 146の1の内,
146の2の内, 147の内, 148の内, 172の内

大字玉戸字谷島 1233の29の内, 1233の51の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字玉戸字伊房地に変更

大字布川字房山 199の5, 199の7, 201の2

〃 字十二天原 305の5, 306の9

〃 字福塚 1081の2

大字玉戸字西新田 1148の内, 1149の内, 1151の内, 1152の内, 1154の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字布川字十二天下に変更

大字布川字房山 171の内, 172の内, 173の内, 201の1の内, 202, 203の1の内

〃 字十二天下 204の1の内, 220の内, 227の内, 228の内, 232の内, 233の内, 238の内,
239の内, 243の内, 244の内, 247の1の内, 247の2の内, 248の内

大字玉戸字西新田 1158の内, 1159の1の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字玉戸字谷島に変更

大字布川字十二天下 284の2の内, 284の3の内, 286の2の内, 287の2, 288の2, 289の3,
289の4

大字玉戸字西新田 1132の内, 1133の内, 1134の内, 1135の内, 1136の内, 1137の内, 1138の内,
1139の内, 1140の内, 1141の内, 1143の内, 1144の内, 1145の内, 1146の内,
1147の2の内

大字布川字折戸 1123の3の内, 1164の内, 1166の内, 1167の1, 1167の2, 1168の1から1168
の3まで, 1169の1, 1169の2, 1170の1, 1170の2, 1171の1, 1171の2,
1172の1から1172の3まで, 1173の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字布川字福塚に変更

大字玉戸字刈沼 1216から1223まで, 1225, 1227, 1228の1, 1228の2, 1229

大字布川字福塚 1134の4, 1136の2, 1137の2

大字玉戸字西新田 1121の4, 1121の5, 1121の6の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字布川字折戸に変更

大字布川字十二天下 248の内, 254の内, 255の2の内, 260の内, 261の内, 284の1の内, 284の
2の内, 284の3の内

” 字折戸 1173の内, 1174の内, 1175の内, 1176の1の内, 1177, 1178の内, 1181の内,
1182の1の内, 1182の2の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字玉戸字西新田に変更

茨城県告示第348号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき, 関城町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は, 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により, 昭和54年3月13日から効力を生ずるものである。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字野殿字 新 山 1146の5, 1147の3, 1147の4, 1166の2

大字玉戸字南新田 1651の2, 1652の4から1652の6まで, 1653の4, 1656の2, 1657の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字藤ヶ谷字赤塚に変更

茨城県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は, 昭和54年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村大字天下野字寺 4773番地先から	旧	メートル 最大 19.00	メートル 22.00	
		最小 15.70		
” ” ” ” 4771番地先まで	新	最大 13.70 最小 11.20	22.00	法面の一部払い下げ による区域変更
		最大 1.20 最小 1.20		

茨城県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和54年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 常陸太田大子線
- 2 供用廃止の区間
久慈郡水府村大字天下野字堀ノ内4769番地から
" " " " 4770-1番地まで
- 3 供用廃止の期日 昭和54年3月12日

茨城県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 藤沢荒川沖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡新治村大字藤沢字平塚 3853番地から	旧	メートル 最大 30.00	メートル 1,217.00	
		最小 4.00		
" 桜村大字上境字海老内 1596-1番地まで	新	最大 50.00	1,064.80	栄利橋架換工事に伴 う区域変更
		最小 11.30		

茨城県告示第352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 藤沢荒川沖線
- 2 供用開始の区間
新治郡新治村大字藤沢字平塚3853番地から
" 桜村大字上境字海老内1596—1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年3月12日

茨城県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市大字幸田字沖ノ島 193番地から	旧	メートル 最大 15.00	メートル 138.00	
		最小 8.40		
" 大字岩井字関田 3673番地まで	新	最大 15.00	138.00	橋梁架換に伴う迂回 路設置
		最小 8.40		
		最大 7.00	115.00	
		最小 7.00		

茨城県告示第354号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 土浦岩井線
- 2 供用開始の区間
岩井市大字幸田字沖ノ島193番地から
" 大字岩井字関田3673番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年3月12日

茨城県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦八郷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡千代田村大字上稲吉字 前裁120-1番地から	旧	メートル 最大 20.00	メートル 270.00	
		最小 5.40		
" " 大字中佐谷字 芋頭413-1番地まで	新	最大 20.00	270.00	
		最小 8.00		
		最大 15.00	281.00	
		最小 6.00		

茨城県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年3月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年3月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 土浦八郷線
- 2 供用開始の区間
新治郡千代田村大字上稲吉字後田118-1番地から
" " 大字中佐谷字芋頭412-1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年3月12日

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 1,000円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所